

3 介護予防通所型サービス(介護予防通所介護に相当するサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1211	介護予防通所型サービスⅠ(1)	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	1212	介護予防通所型サービスⅠ(1)日割			59	1日につき	
A6	1221	介護予防通所型サービスⅠ(2)		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき	
A6	1222	介護予防通所型サービスⅠ(2)日割			119	1日につき	
A6	1213	介護予防通所型サービスⅡ(1)	ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき	
A6	1223	介護予防通所型サービスⅡ(2)		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447		
A6	C221	介護予防通所型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(1)	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	C222	介護予防通所型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(1)日割				-1	1日につき
A6	C223	介護予防通所型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(2)		ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	C224	介護予防通所型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ(2)日割				-1	1日につき
A6	C225	介護予防通所型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ(1)	業務継続計画未策定減算	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	-4	1回につき
A6	C226	介護予防通所型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ(2)				-4	
A6	D221	介護予防通所型業務継続計画未策定減算Ⅰ(1)	業務継続計画未策定減算	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	D222	介護予防通所型業務継続計画未策定減算Ⅰ(1)日割				-1	1日につき
A6	D223	介護予防通所型業務継続計画未策定減算Ⅰ(2)		ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	D224	介護予防通所型業務継続計画未策定減算Ⅰ(2)日割				-1	1日につき
A6	D225	介護予防通所型業務継続計画未策定減算Ⅱ(1)		イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	-4	1回につき
A6	D226	介護予防通所型業務継続計画未策定減算Ⅱ(2)				-4	
A6	6125	介護予防通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行った場合	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	-376	1月につき
A6	6126	介護予防通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	-752	
A6	6227	介護予防通所型サービス同一建物減算3		ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱ	1回につき	-94	
A6	5622	介護予防通所型サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		片道につき	-47	片道につき
A6	5020	介護予防通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100	1月につき
A6	6129	介護予防通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240	
A6	6120	介護予防通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50	
A6	5013	介護予防通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200	
A6	5014	介護予防通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150	
A6	5021	介護予防通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160	
A6	6320	介護予防通所型サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480	
A6	6021	介護予防通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	
A6	6022	介護予防通所型サービス提供体制加算Ⅰ2				事業対象者・要支援2	
A6	6127	介護予防通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	
A6	6128	介護予防通所型サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者・要支援2	
A6	6123	介護予防通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	
A6	6124	介護予防通所型サービス提供体制加算Ⅲ2				事業対象者・要支援2	
A6	4011	介護予防通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100	
A6	4012	介護予防通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A6	6210	介護予防通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20	
A6	6211	介護予防通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5	
A6	6321	介護予防通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40	1月につき

A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人以上の場合)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき
A6	6183	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ21		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算	
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ21		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算	
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ12	ワ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人未満の場合)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算	
A6	6186	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ22		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算	
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算	
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算	
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算	
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算	

(定員超過の場合)

A6	8004	介護予防通所型サービスⅠ(1)・定超	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8005	介護予防通所型サービスⅠ(1)日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8014	介護予防通所型サービスⅠ(2)・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8015	介護予防通所型サービスⅠ(2)日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8006	介護予防通所型サービスⅡ(1)・定超	ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8016	介護予防通所型サービスⅡ(2)・定超			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	

(看護・介護職員が欠員の場合)

A6	9004	介護予防通所型サービスⅠ(1)・人欠	イ 介護予防通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9005	介護予防通所型サービスⅠ(1)日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9014	介護予防通所型サービスⅠ(2)・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9015	介護予防通所型サービスⅠ(2)日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9006	介護予防通所型サービスⅡ(1)・人欠	ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9016	介護予防通所型サービスⅡ(2)・人欠			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	

注 ロ 介護予防通所型サービス費Ⅱは、緩和した基準による通所型サービスと同一月において併用する場合にのみ、算定可能。

注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算については省略。

注 「介護予防通所型サービス同一建物減算1から3」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

4 介護予防運動機能向上デイサービス(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1313	介護予防運動機能向上デイサービス1	イ 介護予防運動機能向上デイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349	1回につき		
A6	1323	介護予防運動機能向上デイサービス2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	358			
A6	1311	介護予防運動機能向上デイサービス3		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,745	1月につき		
A6	1321	介護予防運動機能向上デイサービス4		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	3,222			
A6	C235	介護予防運動機能向上デイ高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	-3	1回につき		
A6	C236	介護予防運動機能向上デイ高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	-4			
A6	C231	介護予防運動機能向上デイ高齢者虐待防止未実施減算3		イ 介護予防運動機能向上デイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	-17	1月につき	
A6	C233	介護予防運動機能向上デイ高齢者虐待防止未実施減算4			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	-32		
A6	D235	介護予防運動機能向上デイ業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	-3	1回につき		
A6	D236	介護予防運動機能向上デイ業務継続計画未策定減算2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	-4			
A6	D231	介護予防運動機能向上デイ業務継続計画未策定減算3		イ 介護予防運動機能向上デイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	-17	1月につき	
A6	D233	介護予防運動機能向上デイ業務継続計画未策定減算4			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	-32		
A6	6237	介護予防運動機能向上デイサービス同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行った場合		1回につき	-94	1回につき	
A6	5632	介護予防運動機能向上デイサービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		片道につき	-47	片道につき	
A6	6133	介護予防運動機能向上デイサービス提供体制加算Ⅲ1	ロ サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	1月につき	
A6	6134	介護予防運動機能向上デイサービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算				
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ21	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算				
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算				
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算				
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算				
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算				
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算				
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算				
(定員超過の場合)								
A6	8009	介護予防運動機能向上デイサービス1・定超	イ 介護予防運動機能向上デイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349 単位	定員超過の場合 × 70%	244	1回につき
A6	8019	介護予防運動機能向上デイサービス2・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	358 単位		251	
A6	8007	介護予防運動機能向上デイサービス3・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,745 単位		1,222	1月につき
A6	8017	介護予防運動機能向上デイサービス4・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	3,222 単位		2,255	
(介護職員が欠員の場合)								
A6	9009	介護予防運動機能向上デイサービス1・人欠	イ 介護予防運動機能向上デイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	349 単位	介護職員が欠員の 場合 × 70%	244	1回につき
A6	9019	介護予防運動機能向上デイサービス2・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	358 単位		251	
A6	9007	介護予防運動機能向上デイサービス3・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,745 単位		1,222	1月につき
A6	9017	介護予防運動機能向上デイサービス4・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	3,222 単位		2,255	

注 「介護予防運動機能向上デイサービス同一建物減算」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

5 介護予防ミニデイサービス(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

船橋市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1413	介護予防ミニデイサービス1	イ 介護予防ミニデイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	327	1回につき		
A6	1423	介護予防ミニデイサービス2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	335			
A6	1411	介護予防ミニデイサービス3		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,635	1月につき		
A6	1421	介護予防ミニデイサービス4		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	3,015			
A6	C245	介護予防ミニデイ高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	-3	1回につき		
A6	C246	介護予防ミニデイ高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	-3			
A6	C241	介護予防ミニデイ高齢者虐待防止未実施減算3		イ 介護予防ミニデイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	-16	1月につき	
A6	C243	介護予防ミニデイ高齢者虐待防止未実施減算4			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	-30		
A6	D245	介護予防ミニデイ業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	-3	1回につき		
A6	D246	介護予防ミニデイ業務継続計画未策定減算2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	-3			
A6	D241	介護予防ミニデイ業務継続計画未策定減算3		イ 介護予防ミニデイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	-16	1月につき	
A6	D243	介護予防ミニデイ業務継続計画未策定減算4			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	-30		
A6	6247	介護予防ミニデイサービス同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行った場合		1回につき	-94	1回につき	
A6	5642	介護予防ミニデイサービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		片道につき	-47	片道につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ11	フ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人以上の場合)	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算	1月につき		
A6	6184	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ21		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6187	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ12	フ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人未満の場合)	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6188	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ22		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6189	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算			
(定員超過の場合)								
A6	8023	介護予防ミニデイサービス1・定超	イ 介護予防ミニデイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	327 単位	定員超過の場合 × 70%	229	1回につき
A6	8033	介護予防ミニデイサービス2・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	335 単位		235	
A6	8021	介護予防ミニデイサービス3・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,635 単位		1,145	1月につき
A6	8031	介護予防ミニデイサービス4・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	3,015 単位		2,111	
(介護職員が欠員の場合)								
A6	9023	介護予防ミニデイサービス1・人欠	イ 介護予防ミニデイサービス費	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	327 単位	介護職員が欠員の 場合 × 70%	229	1回につき
A6	9033	介護予防ミニデイサービス2・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	335 単位		235	
A6	9021	介護予防ミニデイサービス3・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回以上	1,635 単位		1,145	1月につき
A6	9031	介護予防ミニデイサービス4・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で9回以上	3,015 単位		2,111	

注 「介護予防ミニデイサービス同一建物減算」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。